決 算 審 査 特 別 委 員 会

委員長報告(案)

平成30年12月19日

平成29年度決算に係る指摘事項一覧

【文書指摘】

1 移住定住の推進について (元気づくり総本部)

2 投票率の向上に向けた取組について (地域振興部・ 教育委員会)

3 障害者就労継続支援事業所の評価について (福祉保健部)

4 皆成学園における強度行動障がい児支援と労働環境等の 整備について (福祉保健部)

5 再生可能エネルギーの導入について (生活環境部)

6 債権回収のあり方について (県土整備部・ 総務部)

7 県立病院における医師の確保及び時間外労働の縮減に ついて (病院局)

8 学力向上の取組と基本的な生活習慣の定着や意欲・関心 の向上について (教育委員会)

決算審査特別委員会委員長報告

(平成30年12月19日)

本年9月定例会において、当委員会が審査の付託を受けました議案第24号「平成29年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分及び平成29年度鳥取県営企業決算の認定について」及び議案第25号「平成29年度鳥取県営病院事業決算の認定について」、並びに今定例会において審査の付託を受けました議案第36号「平成29年度決算の認定について」、以上3議案につきましては、決算審査の結果を平成31年度の予算に反映させるべく精力的に審査等を行ってきたところでありますが、以下その経過及び結果をご報告申し上げます。

当委員会は、審査を効率的に行うため、総務教育(松田正 主査)、福祉生活(浜田妙子 主査)、農林水産商工(濵辺義孝 主査)、地域振興県土警察(福田とり、主査)、県営企業(長谷川 稔 主査)、病院事業(広谷直樹 主査))の6分科会を設けて審査を分担し、予算執行が議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われていたかについて、部局ごとに、主管部局長等から決算の内容等についての詳細な説明を聞き、質疑、現地調査などの審査をしてまいりました。

(審査結果)

なお、審査意見として、今後速やかに検討又は改善すべきものと決定した事項について申し上げます。

まず、第1点目は、移住定住の推進について であります。

大都市圏等の県外在住者を対象に、移住定住の情報発信を行うイベントが数 多く開催されていますが、経費が高額であるとともに、移住に結びついたかど うかの把握が困難なため、把握できた移住者も極めて少数となっております。 これらのイベントは、本県の関係人口の拡大に繋がる取組ともいえますが、費 用対効果の検証が十分にできていないと考えられます。

ついては、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、事業の実施効果の的 確な検証ができる方策を講じ、その上で事業のあり方を検討すべきであります。

また、移住者の本県への定着率の定義が市町村ごとに異なるため、移住者の 実態を統一的に把握しきれておらず、これに対処する必要があります。ついて は、移住者の定着率に係る統一的な基準を設定することにより、その実態を把 握すべきであります。

さらには、県の移住定住の促進事業を活用し、実際に移住に結びついた方の 把握が十分にできていません。ついては、県の移住定住の促進事業の緻密な検 証や今後の取組の参考とするため、それぞれの事業が移住に結びついたケース を可能な限り多く把握する方法を検討するなど、なお一層の丁寧なフォローア ップを行うべきであります。

第2点目は、投票率の向上に向けた取組について であります。

平成29年の衆議院議員総選挙における本県の投票率は56.43%であり、全国 平均の53.68%をやや上回っているものの、低下傾向が続いているのが現状で あります。

「投票率の低下は政治不信の表れであり、不信任の意思表示である。」等の 見解もありますが、投票参加は民主主義の根幹をなすものであることを踏まえ、 今後も継続して投票の重要性を啓発することが必要であります。

特に若年層、なかでも平成28年6月の公職選挙法改正による選挙権年齢の引き下げによって新たに有権者となった18・19歳の投票率向上の取組が重要です。平成29年度には選挙出前授業を33回(うち高等学校では24回)行うなど、選挙の意義や選挙制度の理解促進に努めているところですが、今後も各市町村選挙管理委員会や教育委員会等の関係機関と緊密に連携して積極的な取組を強化すべきです。

また、投票機会を可能な限り確保するため、期日前投票所の増設や投票所への移動支援事業の充実強化等を市町村選挙管理委員会にことあるごとに働きかけるとともに、県選挙管理委員会としても他県先進事例も参考にしながら投票率向上に向けて有効と思われる施策を積極的に実施するなど、より主体的に取り組むべきであります。

第3点目は、障害者就労継続支援事業所の評価について であります。

障害者就労継続支援B型事業所について、県では平成29年度までの5年間で 平均月額工賃を33,000円以上に引き上げる工賃3倍化計画(第2期)を進めて おりましたが、平成29年度の県平均工賃月額は18,312円であり、3倍化未達 成事業所は94%という結果でありました。

また、通所されている方の障がいの度合いに応じ、事業所ごとの工賃月額に 大きな差があることも実態としてあります。

障がい者の自立に向け、工賃を引き上げることも必要ではありますが、福祉施設であることを踏まえると、居場所としての質を高める取組や、重度障がい者や精神障がい者を多く受け入れる等取り組んでいる事業所が評価されるための仕組みなど、事業所が安定して運営でき、障がい者が安心して通い続けられるような「とっとり型モデル事業」を新たに構築できないか検討すべきであります。

第4点目は、皆成学園における強度行動障がい児支援と労働環境等の整備についてであります。

皆成学園には、強度行動障がい児など生活に多くの支援を必要とする児童が 生活されています。

このような児童に適切に支援を行うには、個々の児童に対してしっかりと向き合う対応を行うことが適切ではありますが、そうするための人員体制になっていないこと等により、十分な支援が行えなくなっているのが実態です。加えて、冷暖房のない居室前廊下において、夜間見守りを行うなどの勤務状況や労働環境の整備も不十分です。

強度行動障がい児支援にあたる職員について、人員体制や労働環境を見直し、 職員の負担軽減を早急に行うべきであります。

また、思春期の児童たちが生活する上では、男女別々の棟が必要です。特に 多くの支援を必要とする2号棟は現在、女子児童が利用できないなどの問題点 も見受けられ、必要な見直しを検討すべきであります。

更に、受け入れ先が決まらない過齢児が3名(うち既卒者2名)在園しており、こういった児童が今後増えないためにも、より早い段階から障害者支援施設等との調整を行い、移行先の確保に努めるべきであります。

第5点目は、再生可能エネルギーの導入について であります。

太陽光発電は、再生可能エネルギーとして本県の導入目標を達成したところですが、固定価格買取制度(FIT)による買取期間(住宅用にあっては 10

年、事業用にあっては20年)が平成31年11月から順次終了し、今後、売電から自家消費へのシフトが考えられます。

ついては、太陽光発電の自家消費に向けて、蓄電池の導入や改修事業への支援を図ると同時に、鳥取の地域性や自然環境にふさわしい再生可能エネルギーの導入を促進し、地域に恩恵を与える鳥取県版新エネルギー開発に向けた取組を強化すべきであります。

また、大規模な施設建設を伴う再生可能エネルギーの導入に当たっては、事業者による不適切な事業運用への抑止のためにも何らかのルール策定を検討し、地元自治体や住民の理解を得ながら、事業推進されるように努めるべきであります。

第6点目は、債権回収のあり方について であります。

県土整備部における平成29年度末の未収債権額は9億44百万円余りとなっています。

県では平成 25 年に定めた鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づいて債権回収計画を策定し、回収に取り組んでいるところですが、債権回収が困難な事案が残り、各所管課がその回収に苦慮している状況が見受けられます。

これは県土整備部だけではなく、全庁的に同様の問題を抱えており、早急に対応を検討すべきです。

ついては、複数の担当課にまたがる滞納者の情報の共有や債権管理に関する 規定の整備を含めた徴収体制の強化を推進するとともに、既に債務者が不在若 しくは所在が判明していても資産がないなど返還の見込みがない回収困難債権 の適正な管理を図るべきであります。

第7点目は、県立病院における医師の確保及び時間外労働の縮減について であります。

県立病院の医師確保については、鳥取大学等との連携を強化する等の対応が行われてきたものの、平成29年度実績では、中央病院では15人、厚生病院では6人が、目標に対して不足している状況です。特に、中央病院では、本年12月の新病院の開院に伴い、平成31年度には医師数を120人とする目標を立てており、病院機能の高度化を実現するためには、臨床研修医及び非常勤医師の確保を含む医師の確保は喫緊の課題です。

また、医師の時間外労働の実績は、過去3年平均で、中央病院が月40時間以上、厚生病院が月50時間以上に上っています。県立病院では、患者説明や服薬指導等の診療補助を、医師以外の職種である医療アシスタント、認定看護師、臨床

工学技士等が分担実施するタスク・シフティング(業務の移管)を取り入れていますが、医師確保の観点からも、さらなる縮減対応が必要となっています。ついては、県立病院が地域医療の最後の砦として県民の期待に応えられるよう、地域の医療機関等とのさらなる連携強化を含めて、医師が適切に確保できるための対応策を早急に検討するとともに、医師の時間外労働の縮減に取り組むべきであります。

第8点目は、学力向上の取組と基本的な生活習慣の定着や意欲・関心の向上についてであります。

小・中学校の児童・生徒を対象に実施された全国学力・学習状況調査の結果を見ると、本県は、全国平均を上回る教科が平成25年度までは多かったものの、徐々にその差が縮まり、平成29年度は、複数の教科で全国平均を下回るとともに、「算数・数学の勉強が好き」「将来の夢や目標を持っている」と回答した割合も、全国平均を下回る結果となりました。その一方で、規範意識が高い、基本的な生活習慣が確立している、一定の家庭学習等の時間を確保している等の児童・生徒は、平均正答率が高い傾向にあります。

また、県内の普通科高校において、近年、難関大学の進学者の割合が低下傾向にあるなど、児童・生徒の学力の低下が懸念される事態となっており、県として、これを重く受け止めるとともに、望ましい生活習慣の定着や、意欲・関心の向上の取組の改善が必要であります。

ついては、児童・生徒の健全な成長を図り、学力の向上にも繋げるため、基本的な生活習慣の定着や意欲・関心を向上させる恒常的な取組を充実強化するとともに、県が実施してきた学力向上の取組の検証を行い、専攻科の閉科等の学習環境の変化が及ぼした影響等も詳細に分析した上で、抜本的な立て直しを図ることが必要であります。

審査意見は、以上であります。

なお、ただいま申し上げました指摘事項に対する対応状況並びに来年度予算 への反映状況については、今後も継続して調査することとしております。

これをもちまして、本委員会の審査結果の報告を終わります。